

出展規則

● 小間サイズ・料金等について

小間料金 1小間（スペース W2.0m×D2.0m） ￥130,000（税込 ￥143,000）

※ 料金に含まれるもの

- ・ システム壁（左右どちらか側面、背面：高さ 2.7m）
- ・ 社名板×1枚
- ・ テーブル（W1.8m×D0.6m）×1台
- ・ パイプ椅子×1脚
- ・ 試食用共有キッチン×1スペース（社）

● 規則の追加・修正

主催者は、展示商談会を円滑に行うため、規則等の追加・修正を行うことがあります。

● 小間位置の決定

主催者は、出展申込に応じて各出展者の小間位置を決定します。運営上、止むを得ないと判断した場合は、小間位置を変更することがあります。

● 展示小間の転貸、売買等の禁止

出展者は、主催者の承諾無しに小間契約や小間位置を転貸、売買、譲渡、交換することは出来ません。

● 出展料金の支払い

出展申込書に基づき、請求書を発行します。請求書記載の期日（開催前）までに、出展料金を指定銀行口座にお振込みください。

● 出展申込書の取り消し

出展申込後、契約小間数の一部または全部を取り消す場合は、次のとおり解約料金を申し受けます。

申込日より 2022年12月23日（金）まで - 出展料金の [50%]

2022年12月24日（土）以降 - 出展料金の[100%]

● 出展の拒否

主催者は、出展規則並びに出展者マニュアル等に記された規則に反した出展者の出展を禁止します。また、展示品が本展示商談会に不適切、反社会的勢力、反社会的勢力と共生関係・社会的に非難されるべき関係にある方の出展もお断りします。

● 通路等における配布活動の禁止

公平な展示活動を維持するため、入口・出口・通路、休憩場等公共の場における資料・パンフレット等の配布活動を禁止します。配布活動は、他社の迷惑にならぬように自社小間周辺にて行ってください。

● 禁止行為の解除申請と消防査察立会いの義務

裸火の使用、危険物の持ち込みについては、出展者マニュアル等に記載された禁止行為の解除申請、ならびに使用条件を厳守してください。併せて、消防署査察の立ち合いの厳守をお願いします。

● 展示物の搬入・搬出と撤去

搬入・搬出及び撤去は、決められた期間内で完了してください。決められた期日迄に撤去されない展示物・廃材等は、主催者が撤去します。撤去に伴い費用が発生した場合には、出展者へ請求させていただく場合がありますので、予めご了承ください。

● 損害責任

出展者並びにその代理者が、展示商談会場の設備、他出展者の装飾、そして来場者等の人身に損害を与えた場合、補償は出展者並びにその代理者自身の責任となります。

● 展示商談会の延期・中止

天災・人災等の災害や不可抗力により展示会の開催が困難と判断された場合、主催者は展示会の延期・中止を決定します。その他に生じた費用・損害等については、主催者は補償致しかねます。中止の場合、出展料金は代償すべき経費を差し引いた上で、出展者に返却します。

※ なお、新型コロナウイルスの感染拡大で、日本政府や大阪府等からの開催中止の要請があった場合、もしくは主催者、事務局が開催中止を判断した場合には、出展料金の 50%を返金いたします。備品料金等は、全額を返金いたします。